

ロシア連邦

連邦法

連邦法「監査活動について」第5条、ならびに連邦法「連邦法『為替規制および為替管理について』、連邦法『対外貿易活動国家規制の基礎について』の改正、および連邦法『連邦法【為替規制および為替管理について】の改正について』第2条第3項の失効承認について」第1条および第4条の改正について

国家院により採択

2023年7月12日

連邦院により承認

2023年7月19日

第1条

2008年12月30日付連邦法第307-FZ号「監査活動について」（ロシア連邦法令集、2009年、第1号、掲載番号15；2010年、第27号、掲載番号3420；2011年、第1号、掲載番号12；第48号、掲載番号6728；2013年、第52号、掲載番号6961；2014年、第49号、掲載番号6912；2016年、第27号、掲載番号4169、4195、4293；2017年、第18号、掲載番号2673；2019年、第48号、掲載番号6739；2021年、第1号、掲載番号15；第27号、掲載番号5187、5188；2022年、第1号、掲載番号4；第16号、掲載番号2616）第5条に以下の改正を加える。

1) 第1項第2号の文言「有価証券」の後に、文言「（ただし、投資コンサルティング業務のみを遂行する投資顧問、ならびにロシア連邦の法令に則ったライセンス交付の対象とならないその他の任意の活動とこの活動を組み合わせて遂行する投資顧問を除く）」；

2) 以下の内容の第1項の1を追加する：

「1¹. 会計（財務）報告書の強制監査は、会計（財務）報告書が本連邦法またはその他の連邦法に定めのある根拠のうちの1つに基づき強制監査を免除されているが、しかし本連邦法またはその他の連邦法に定めのある別の根拠に基づき強制監査の対象となる場合にもこれを実施する。」。

第2条

2022年7月14日付連邦法第353-FZ号「連邦法『為替規制および為替管理について』、連邦法『対外貿易活動国家規制の基礎について』の改正、および連邦法『連邦法【為替規制および為替管理について】の改正について』第2条第3項の失効承認について」（ロシア連邦法令集、2022年、第29号、掲載番号5320）に以下の改正を加える：

1) 第1条第10項第e)号第2段落の文言「ロシア連邦中央銀行、認定銀行、およびロシア連邦の法令に従いロシア連邦予算体系の予算執行トレジャリー・サービスに係る予算権限の行使の権限を付与された連邦執行権力機関に対し」を、文言「以下の期日までに、本条第6項の1に記載のある」に置き換える；

2) 第4条：

a) 第1項の文言「2021年1月1日」を、文言「2026年1月1日」に置き換える；

b) 以下の内容の第4項の1を追加する：

「4¹. 本連邦法第1条第10項第d)号第1段落～第3段落および第e)号は2024年1月1日以降より効力を発する。」。

第3条

2008年12月30日付連邦法第307-FZ号「監査活動について」（本連邦法の文言による）第5条第1項第2号は、

2022年に係る会計（財務）報告書以降の投資顧問の当該報告書に適用する。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年7月24日

第355-FZ号